適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 /															[1,	/2]
令和 年 月 日			又	所)は	(〒 73 劉(法人の 廿日市	場合のみ	公表されま	・す)	(1	雷託法	조물 (0829		·4 -	- 260	00)
		(フ ! 納	. ガ ナ 税	地	(〒 73 廿日市	-										
	請し	(フリ氏名又	ガナくは名		ュウケ゛ンだ ⊗ 有限会					電話者	香号 (0829		4 -	_ 260	<u>10)</u>
	者	, ,	カナ の場合 者 氏	·	でする											
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		法人	番の場とは	号	8 2		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	0	0	2	0	3	6 国新	9	2	8
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団 なお、上記1及び2のほ また、常用漢字等を使用	、 等を Eか、	除く。) 登録番号	にあって 及び登録	は、 年月	本店又に 日が公ま	ま主た? 長される	う事務所 ミす。	「の所	在地							
下記のとおり、適相 (平成28年法律第15号 ※ 当該申請書は、 より令和5年9月	})第 所得	第5条の 昇税法等	規定によ の一部を	: るi : 改ī	改正後(Eする)	の消費	税法第	57条	の25	第 2 ^耳	頁のま	見定に	こより	申請	しまっ	F。
令和5年3月31日(特 した場合は、原則として							場合は	ま令和	15年	6月;	30 日)	まっ	でにこ	の申記	青書を	:提出
事 業 者 区	分;	※ 次葉「	青書を提出 登録要件()確認」欄	の確認	Z 課利	記載し	者 こくださ	い。ま	た、免	□ . 税事	免税業者に	事業該当	者よる場合	合には、	·	
令和5年3月31日(特定期刊 判定により課税事業者となっ 合は令和5年6月30日)ま この申請書を提出することが なかったことにつき困難ない がある場合は、その困難ない	るでで 事情															
税 理 士 署	名	税理士法税理士	去人 長名	谷川:	会計				(電話番	香号	082	_ 2	72 -	- 586	88)
※ 整理税 番号務		部門 番号	申	請年	月日		年	月	日	通		年	付 月	日言	確認	
及 力 処 理 型	年	月 l	番号確認		<u> </u>	身元確認				個人番		下/ 通知	1カード・	運転免割	+ 計止) 	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	3又1	は名雨	尔	有限名	会社	正:	 木屋				
	Ē	该当~	する	事業	者の	区分	うに	志じ.	. 🗆	にレ	印を作	L 寸し証	己載し	てく	ださ	い。							
免税		(平	成28	3年》	去律	第1	5号) 陈	則第	第44 多	条第4	4項の	り規定	を受け 定の 適用 を	面用	を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する	法律
事		個 人 番 号																					
業		事業		年 月) ス					•		年]	В		法人のみ	事	業	年 度	自 <u>至</u>	J	1	月日
者		内容	年	月日	(治	占人)					,	J	Н		記載	資	本	金				円
の		等	事	業	Þ	<u>.</u>	容																
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け																						
認		よう	とす	る事	業者	首											令	和	年	<u>.</u>	月		日
登録要	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ い。																						
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。												abla	はい		いい	え						
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して												え										
参																							
考																							
事																							
項																							